

○ I・Pメールモニター制度運営要綱の制定について（通達）

令和元年11月15日付け総甲達第9号、
務甲達第124号、生企甲達第147号、
刑企甲達第121号、交企甲達第119号、
公甲達第111号
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成13年12月10日付け総甲達第11号、務甲達第187号、生企甲達第94号、地甲達第130号、捜一甲達第86号、交企甲達第66号、公甲達第349号「I・Pメールモニター制度及び警察職員に対する一斉通報に関する運営要綱の制定について（通達）」

石川県警察におけるI・Pメールモニター制度及び警察職員に対する一斉通報については、対号に基づいて実施してきたところであるが、今般、別添のとおり実施することとしたので、効率的かつ効果的な運営に努められたい。

なお、対号は廃止する。

別添

I・Pメールモニター制度運営要綱

第1 総則

1 目的

この要綱は、携帯電話、スマートフォン等が広く県民に普及している状況に鑑み、これら機器の電子メール機能を利用することで、県警察からの情報提供メールを希望する県民等に適時適切な情報を発信し、安全で安心して暮らせる石川の実現に資することを目的とする。

2 名称の意義

名称の「I・Pメールモニター制度」は、石川県警察（Ishikawa Police）のIPと石川県民（People Of Ishikawa Prefecture）のIPを意味し、安全で安心して暮らせる石川の実現を目指すことを目的に、その英語の頭文字を冠したものである。

第2 運用体制

1 運用総括責任者

運用総括責任者は、警務部長とし、I・Pメールモニター制度（以下「モニター制度」という。）の運用全般について、総括するものとする。

2 運用責任者

運用責任者は、総務課長とし、運用総括責任者を補佐し、モニター制度の運用全般について、総合的な企画及び調整を行うものとする。

3 取扱責任者

取扱責任者は、発信する情報を担当する本部主管課長とし、メール送信に関する運用を管理するほか、I・Pメールモニター（以下「モニター」という。）の募集を行うものとする。

4 指導担当者

指導担当者は、総務課広報室長とし、運用責任者を補佐し、メール送信に関する調整、メール送信システム（以下「送信システム」という。）及びモニターのメールアドレス（以下「アドレス」という。）の管理、モニターの募集等を指導するものとする。

5 実施担当者

実施担当者は、総務課広報室員とし、メール送信の実施、送信システム及びモニターのアドレスの管理、モニターの募集等を行うものとする。

第3 処理要領

1 メール文の作成

取扱責任者は、重要事件や重大事故の発生情報、各種犯罪の被害防止に関する生活安全情報、交通事故の抑止に関する交通安全情報、その他県警察が企画する施策・行事等に関する情報等について、本制度による情報発信の有効性を踏まえ、発信するメール文を作成するものとする。

なお、メール文を作成するに当たっては、簡潔で平易な文章を心掛け、内容等に誤りが生じないように確認を徹底するものとする。

2 メール送信の依頼

取扱責任者は、作成したメール文に係るデータを実施担当者に送付し、メール送信を依頼するものとする。

3 メール送信の実施

実施担当者は、取扱責任者から受理したメール文を、送信システムによりモニターに一斉送信するものとする。

第4 モニターの募集

1 募集要領

モニターの募集は、石川県警察ウェブサイト、各種広報媒体の活用、その他の方法により随時行うものとする。

2 受理要領

モニターの申込みは、I・Pメールモニター申込書・変更届（別記様式）を使用し、警察本部並びに申込者の住所又は職場を管轄する警察署、交番及び駐在所において受理するものとする。

また、別記様式の項目が網羅されているものであれば、メール等により受理しても差し支えないものとする。

3 登録要領

実施担当者は、前記2によりモニターの申込みを受理した場合、送信システムに、モニターのアドレス等を登録するものとする。

第5 留意事項

1 アドレス等の管理

実施担当者は、モニターのアドレス等に関して、送信システムへの正確な入力、変更に伴う迅速な対応、外部への漏洩防止等に留意し、その管理を徹底するものとする。

2 送信システムの管理

実施担当者は、情報管理課と連携し、セキュリティ対策に万全を期すとともに、モニター制度の充実を図るため送信システムの改善に努めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年11月15日から施行する。

